



2026年9月7日

各 位

大 阪 市 北 区 大 深 町 3 番 1 号
株 式 会 社 ア イ ル
代 表 取 締 役 社 長 岩 本 哲 夫
(コード番号：3854 東証プライム)
問い合わせ先 取締役 経営管理本部長 戸田泰裕
電 話 番 号 06-6292-1170 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年10月23日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の監督機能と業務執行機能を分離するとともに、経営責任の明確化及び最適な経営体制の構築を図ることを目的として、執行役員制度の見直し及び役付取締役の廃止を決定いたしました。これに伴い現行定款について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の英文商号表記をより厳密かつ明確にするため、表記変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年10月23日（金）
定款変更の効力発生日	2026年10月23日（金）

以 上

別紙（下線は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社アイルと称し、 英文ではI'LL INC と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社アイルと称し、 英文ではI'LL INC_ と表示する。
第2条～第11条 （条文省略）	第2条～第11条 （現行どおり）
(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第13条～第20条 （条文省略）	第13条～第20条 （現行どおり）
(代表取締役および役付取締役) 第21条 （条文省略） 2 取締役会は、その決議によって、 <u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	(代表取締役) 第21条 （現行どおり） (削除)
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3 （条文省略）	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3 （現行どおり）

現行定款	変更案
第 23 条～第 39 条 （条文省略）	第 23 条～第 39 条 （現行どおり）
附則	附則
第 1 条～第 2 条 （条文省略）	第 1 条～第 2 条 （現行どおり）